

平成31年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合 教育委員会（定例会）会議録

日 時 平成31年4月19日（金）

場 所 羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室

出席者の氏名 5名

教育長 桜沢 修、教育長職務代理者 鳥海 俊身、委員 塩田 真紀子、
委員 滝澤 福一、委員 永井 英義

傍聴者 なし

議事日程

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議席の指定について

日程第3 会議録署名委員の指名について

日程第4 教育長職務代理者の指名について

日程第5 報告事項 平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食
費不納欠損処分について

<会議経過>

○教育長：皆さん、こんにちは。

開会に先立ちまして、委員の再任について報告をいたします。

本年2月20日に開催されました平成31年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）において、鳥海俊身委員が組合教育委員会委員として再任されましたので報告をいたします。鳥海委員の任期は、平成31年4月1日から平成35年3月31日までです。

それでは、鳥海委員よりごあいさつをいただきたいと思います。

○鳥海委員：皆さん、こんにちは。ただいま学校給食組合教育委員会教育長でられる桜沢さんより再任ということの報告がございましたとおり、前期に続きましてまた給食組合の教育委員をさせていただくこととなりました。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長：どうもありがとうございました。

○教育長：それでは、会議を開催いたします。ただいまの出席委員は、5名です。

定足数に達しておりますので、これより平成31年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

〔日程第1〕

○教育長：日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

〔日程第2〕

○教育長：日程第2、議席の指定を行います。羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則第6条により、委員の議席は、委員の任命があったつど、教育長が会議に諮って、これを指定すると規定されています。

議席につきましては、ただいまご着席の議席といたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○教育長：異議なしと認めます。よって、議席につきましては、ただいまご着席の席に指定します。

〔日程第3〕

○教育長：日程第3、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により、教育長において永井英義委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

〔日程第4〕

○教育長：日程第4、教育長職務代理者の指名について報告します。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者として鳥海俊身委員を指名したことを報告します。

それでは、鳥海委員からご挨拶をいただきます。

○鳥海委員：ただいま桜沢教育長より教育長職務代理者に指名をいただきまし

た鳥海です。また、今期につきましてもよろしくお願ひしたいと思ひます。
○教育長：どうもありがとうございました。

〔日程第5〕

○教育長：続きまして、日程第5、報告事項「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分について」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

○給食課長：教育長、給食課長です。

○教育長：給食課長。

○給食課長：報告事項、平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分についてご説明申し上げます。

お手元に配付いたしました報告事項「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分について」をご覧ください。

この不納欠損処分につきましては、2枚目にご配付の報告事項資料「羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分（内規）」に基づき、記載金額につきまして処分を行ったものでございます。

不納欠損処分の内容でございますが、1、不納欠損額は、合計で、14世帯18人分で、合計99万732円でございます。

内訳ですが、（1）構成市町別内訳では、羽村市が、6世帯7人で、不納欠損額は、25万5,430円、瑞穂町が、8世帯11人で、不納欠損額は、73万5,302円でございます。

（2）小・中学校別の内訳ですが、小学校が、合計48万6,800円、中学校が、50万3,932円でございます。

（3）不納欠損額年度別内訳では、平成15年度分から平成27年度分まで、各年度の金額につきましては記載のとおりでございます。

2、不納欠損理由でございますが、内規2の（1）、納入義務者の居住が確認できないものに該当する世帯は、2世帯、2万8,032円で、平成26年度の債権です。

同じく内規2の（2）、納入の意思が確認できないものに該当する世帯は、11世帯、88万2,400円で、うち8世帯は、転出先に再三の催告書を送付しても接触ができない債権で、平成15年度から平成21年度までの債権です。

その他の3世帯は、不登校で給食を止めたなどと主張し、納入の意思が確認できない世帯で、平成17年度から平成19年度及び平成22年度の債権です。

内規2の（5）、生活保護法の適用を受けているものに該当する世帯は、1世帯、8万300円で、平成28年5月から生活保護開始となった世帯の平

成 27 年度未納分でございます。

3 の不納欠損日は、平成 31 年 3 月 31 日でございます。

以上、報告事項「平成 30 年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分について」の説明とさせていただきます。

○教育長：どうもありがとうございました。以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑がありましたらお願いします。

○永井委員：教育長。

○教育長：はい、永井委員。

○永井委員：不納欠損理由内規 2 の（2）納入の意思が確認できないもの、①、②とありますが、これは①か②のどちらかに該当すればいいということなんですかね。両方にあてはまらなくても良いということですよ。支払いの見込みがないものをいつまでも残しておいても仕方がないというのはわかりませんが。

聞きたいことは色々ありますが、給食費に関してはこちらの職員が集金に行くわけですよ。羽村市と瑞穂町の欠損額の違いは、連絡の取れない人が瑞穂の方が多かったからとか、理由があれば教えていただきたいのですが。

○教育長：以上でよろしいですか。

○永井委員：はい。

○給食課長：教育長、給食課長です。

○教育長：給食課長。

○給食課長：お答えいたします。回収方法につきましては、現年度分に関しましては学校が徴収をさせていただいております。過年度分につきましては、給食センターの職員が家庭を訪問するなり、電話連絡をする等で連絡を取り回収をしているのが現状でございます。

額の違いでございますが、これは、瑞穂町と羽村市、特にどちらがということではないんですが、結果として一番多いのは遠くに転出されてしまっていて回収に行けない、催告書等をお送りしても連絡をいただけないといった世帯で、基本的には 10 年以上古い債権につきまして、今回、不納欠損処分をさせていただいております。たまたまその中で、羽村市と瑞穂町の差額が出て、瑞穂町の欠損額の方が多かったということでございます。

それから基準の（2）納入の意思が確認できないものという基準がございしますが、この①と②の違いにつきましては、羽村市、瑞穂町に住んでいるか住んでいないかというところが振り分けと言いましょうか、違いとなっております。羽村市、瑞穂町から転出されている方が圧倒的に多いような状況でございます。以上です。

○教育長：はい。質問者、よろしいですか。永井委員。

○永井委員：はい。たまたま引っ越しで連絡が取れなくなるというケースが多

かったということだと思いますが、今後ですね、給食費が無料になっていくなど色々なことが考えられますが、例えば、マイナンバーで追いかけるとか別の方法も活用し、給食費はきちんと納めるものなんですよという意思が伝わるような方策は考えているのでしょうか。

○給食課長：はい、教育長、給食課長です。

○教育長：給食課長。

○給食課長：お答えいたします。マイナンバーにつきましては、この私費会計でも使用できるかというところは研究していきたいと思っております。

今後ですが、この不納欠損につきまして回収できないものは不納欠損でどんどん落としていくということではなく、極力回収して公平性を保っていきたいと考えております。以上です。

○教育長：よろしいですか。

○永井委員：はい。

○教育長：他に質疑はございますか。

(質疑なし)

○教育長：それでは、ないようですので質疑を終了します。本件につきましては、報告事項ということでございますので、以上で、報告事項「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分について」を終了いたします。

これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて、平成31年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を閉会いたします。

本日は、たいへんご苦勞さまでした。